



意匠登録証

(CERTIFICATE OF DESIGN REGISTRATION)

(部分意匠 / PARTIAL DESIGN)

登録第 1579958 号

(REGISTRATION NUMBER)

意匠に係る物品
(ARTICLE TO WHICH THE DESIGN IS APPLIED)

折板屋根材固定金具

意匠権者
(OWNER OF THE DESIGN RIGHT)

香川県仲多度郡琴平町榎井 631 番地の 11

株式会社川上板金工業所

意匠の創作をした者
(CREATOR OF THE DESIGN)

川上 正城
川上 進

出願番号
(APPLICATION NUMBER)

意願 2016-019621

出願日
(FILING DATE)

平成 28 年 9 月 9 日 (September 9, 2016)

登録日
(REGISTRATION DATE)

平成 29 年 6 月 2 日 (June 2, 2017)

この意匠は、登録するものと確定し、意匠原簿に登録されたことを証する。
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE DESIGN IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

平成 29 年 6 月 2 日 (June 2, 2017)

特許庁長官
(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

小宮義則

